

「外資系企業賃借型」制度

「オフィス・ラボ環境整備支援」
(内装工事費補助) も併用可能!



幕張新都心

柏の葉エリア

千葉県に新たに拠点を設置する際の賃料を補助します!

補助対象施設

本社・研究所・その他事業所
※店舗等除く

台湾・タイが対象
2026年4月スタート!

	外資系企業	県等がMOUを締結した 国・地域の外資系企業
補助内容	賃料の1/2 (12カ月間)	賃料の2/3 (12カ月間)
事業従事者数	補助上限額	
1~4人	60万円	100万円
5~9人	180万円	300万円
10人以上	500万円 ^{※1}	500万円 ^{※2}
50人以上	1,000万円	1,000万円

※その他事業所の場合、※1の補助上限額は180万円、※2の補助上限額は300万円となります。
ただし、柏の葉エリア、幕張新都心エリアでの立地で、事業従事者数が25~49人の場合、
※1、※2ともに補助上限額は500万円となります。

千葉県 商工労働部 企業立地課
企画・誘致推進班

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎14階)

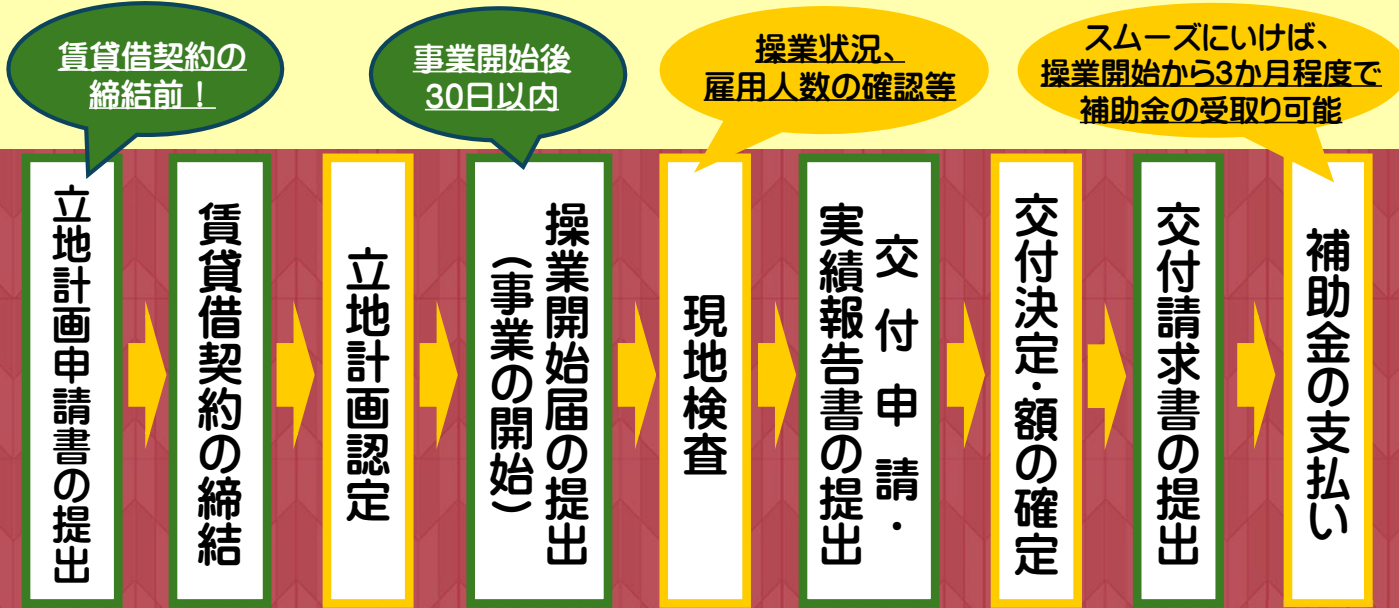
TEL 043-223-2444

MAIL rich2@mz.pref.chiba.lg.jp



補助金交付までの流れ

■ ……企業の皆様の手続 ■ ……千葉県の手続



補助対象となる立地形態について

- 県内に既存事業所を有していても、それを廃止せず（残したままで）、別の施設内に新たな事業所を立地する場合には、補助対象となります。
- 県内の既存事業所を廃止して、新たな県内拠点へ移転する「県内移転」や既存施設内での「増床」の場合、原則として補助対象となりません。

操業義務期間について

- 補助金を活用される場合には、操業開始日から3年間は、認定を受けた事業を実施し、毎年、事業の実施状況を報告いただく必要があります。
- 3年未満で事業を廃止（撤退）した場合には、原則として、交付した補助金の全額を返還いただきます。

用語の定義

- **外資系企業**：外国の法令に基づいて設立された営利を目的とする企業及び同企業によって設立された日本企業であって、当該海外企業の出資比率が三分の一を超えるもの。
- **操業開始**：立地計画の認定を受けた施設の全部を、事業の用に供する（事業のために使用を開始する）こと。
- **事業従事者**：認定を受けた事業に従事する者で、当該事業を行う企業が直接雇用（労働契約を締結）するもの（※）。
※ パート社員等（非正規雇用者）も含まれる。
(週の勤務時間が20時間以上で、かつ、2か月を超えて雇用される方が対象。)
- **本社**：企業の本社のうち、県内に本店登記を置くもの。
- **賃料**：立地する施設の賃料、共益費、管理費等。
なお、フリーレントなどの減免期間の有無に関わらず、入居を開始する月から12か月分の経費が対象となります。